

令和 4年12月 8日

札幌市長 殿

特定非営利活動法人のこたべ
理事長 平島美紀江

特定非営利活動促進法に基づく改善命令について
【対：札幌自治第7153号 令和4年11月7日】

表記について、別紙のとおり改善及び実行計画を提出いたします。



【別紙】 改善策及び実行計画

(1) 現行定款第37条に定める公告の方法により令和3年度貸借対照表（令和4年3月31日現在のもの）の公告を行うこと。

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第28条によると、貸借対照表の作成後、遅滞なく公告しなければならず、当法人は公告の義務に違反しておりました。

上記指摘事項に関し、状況を調査したところ、担当の理事がその手続きを怠っていたことが判明しました。

その後、本年7月から8月にかけて官報の公告掲載手続きを行い、8月26日号に令和3年度貸借対照表（令和4年3月31日現在のもの）が掲載されました。

(2) 定款第37条の変更を議決している場合は、定款変更の届出を行うこと。

本年6月17日に臨時社員総会を開催し、定款第37条の変更を議決しました。
※当法人定款第37条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

その手続きにおいても、後述(3)法令違反に係る法人としての総括に記載しますが、札幌市に提出する臨時総会議事録に不備記載があり、札幌市からの指導を仰いでしまったこともあり、本件に係る定款変更届を11月18日に作成し、11月21日に届出（札幌市役所には郵送による）をしました。

現在、当法人のHPにおいて、貸借対照表を掲載し公告を行っておりますことを申し添えます。

(3) 法令違反に係る法人としての総括

前述した本年6月の臨時社員総会において、役員体制見直しを図りましたが、新任者を含め、法に精通している者がいなかったことに尽きます。

総会の運営及び総会議事録等における不備【出席者の委任状に関する扱い・平島竹琉の理事記載等】においても、札幌市関係者からご指導を仰いでしまったことは猛省すべきものとして認識しております。

(4) 定款及び法令の順守に向けた改善策

前述の総括にも記載したが、法に精通している者が理事におりませんでした。

そこで、本年11月に法に精通している者（山内秀樹・行政書士）を紹介され、経緯を説明したところ、改善に協力していただけることを快諾していただきました。本年12月3日づけで、新たに当法人の理事に迎えることにしました。

今後は、新理事者を中心に理事会においても法だけでなく法人運営についての勉強を重ね、定款及び法令の順守を徹底する体制を構築いたします。

(5) 役員体制の見直し

前述したとおり、本年12月3日に迎えた理事は、法だけでなく非営利法人の運営に精通しており、知識は豊富であります。

新理事者を迎えたことで、法人運営の役員体制・法令順守に対応できる体制を強化いたしましたので、今後にご迷惑をかけることはないようにいたします。

以上のとおり回答申し上げますとともに、来年1月には改善及び実行報告書を提出することいたします。